

登記・供託オンライン申請システムの開発の背景と目的について

現行の法務省オンライン申請システムは、国民の利便性を確保する観点から、国民からのインターネットによる各種申請・届出等手続の一元的な窓口を有するものとし、府省ごとに整備することとされた、汎用受付等システムである(※1)。この汎用受付等システムは、法務省の各種申請・届出等手続について、少量多種の手続処理を重視したシステム構造となっており、拡張性に限界があるため、今後予想される登記の申請、登記事項証明書の送付請求等の更なる増加に対し、相応の対処が必要となった。

一方、電子政府の総合窓口(e-Gov)に各府省の電子申請を一元的に受け付けるための窓口システムを整備し、各府省は、原則としてこの窓口システムを利用して申請を受け付けるための電子申請システムの見直しを実施することとされたものの、登記の申請、登記事項証明書の送付請求等の手続については、個別の専用システムにより処理することが適当な手続と位置付けられた(*2)。

そこで、利用者が安心して利用できる高い信頼性を確保するとともに、将来のオンライン申請率の増加に容易に対応が可能な拡張性を持つシステムとするとの観点から、登記の申請、登記事項証明書の送付請求等の手続については、個別の専用システムを設けることとし、平成22年度末までに、不動産登記手続、商業・法人登記手続、債権譲渡登記手続及び動産譲渡登記手続の4手続を対象とする登記・供託オンライン申請システム(以下「新オンラインシステム」という。)を開発し、運用を開始することとした。

また、新オンラインシステムは、上記スケジュールを堅持しつつ、登記専用のシステム構造とすることにより、登記業務固有の大量・迅速性、双方性を実現するとともに、複雑な機能要求に柔軟に対応可能なシステムとする。

※1 平成13年8月6日付け行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承

※2 2005年(平成17年)8月24日、2007年(平成19年)8月31日一部改定、2008年(平成20年)8月29日一部改定、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定